

外国の法人税等の額の控除に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名				
政令第48条の13第7項ただし書又は令和2年旧政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無			○有 ○無	前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額の明細			
当期において控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の計算							
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥)	①	円	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額等 ⑬	当期控除額 ⑭	翌期繰越額 ⑬－⑭
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑮)	②		・	円	円	
	計 ①＋②	③		・			
当期分の 控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表 の①＋同表の②))	④		・			円
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③)	⑤		・			
	外国税額のうち④と⑤の合計額 を超える額 ③－(④＋⑤)	⑥		・			
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④)	⑦		・			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の㉔)	⑧		・			
	計 ⑦＋⑧	⑨		・			
	当期分の控除外国税額 (⑥又は⑨のうち少ない額)	⑩		・			
⑩又は当初申告税額控除額			⑪	・			
前3年以内の控除未済外国税額及び 控除未済税額控除不足額相当額			⑫	・			
法第321条の8第42項により 控除できる金額(別表7の⑧)			⑬	当期分			
当期分として算定した法人税割額 (㉔又は第20号様式の⑤－⑦＋⑧－⑨)			⑭	計	円	円	
当期において控除する外国税額及び 税額控除不足額相当額(⑩若しくは (⑪＋⑫＋⑬)のうち少ない額又は㉔)			⑮				
各市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細							
事務所又は事業所			従業員数 又は補正後 の従業員数	控除すべき 外国税額等	各市町村ごとに算 定した法人税割額	各市町村ごとに 控除する外国税 額等(⑮又は⑯ のうち少ない額)	
名称	所在地		人	⑮ 円	⑯ 円	⑰ 円	
合 計					⑱	⑲	

第二十号の四様式